

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	任意の高齢者の肺炎球菌予防接種事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、任意の高齢者の肺炎球菌予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

## 公表日

令和1年5月30日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>共通基盤システムにおけるお特定個人ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.データ連携機能 住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する</li> <li>2.ウイルス対策機能 住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う</li> <li>3.ディレクトリサービス機能(Active Directory) システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する</li> <li>4.更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS)) 脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能</li> <li>5.文字管理機能 文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能</li> <li>6.帳票出力機能 共通基盤印刷専用ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能</li> <li>7.持ち出し制限機能 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。</li> <li>8.生体認証機能 Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 連携するシステムすべて )</p>

システム4	
①システムの名称	統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>宛名管理機能 各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能</li> <li>情報提供機能 業務情報を中間サーバーに提供するための機能</li> <li>情報照会機能 他機関へ照会するための機能</li> <li>符号要求機能 処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能</li> <li>オンライン機能 オンラインでの統合宛名の検索、更新機能</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>符号管理機能 「符号」と、「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</li> <li>情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</li> <li>既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合利用番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</li> <li>情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</li> <li>データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>セキュリティ管理機能 中間サーバーにアクセスした記録を取得する機能</li> <li>職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第2項並びに条例第3条及び別表第1の8の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号並びに条例第3条及び別表第2の8の項
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉局健康部保健所感染症対策課
②所属長の役職名	感染症対策課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
なし	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	堺市に住民登録している予防接種事業の対象となる者
その必要性	市で実施する事業の予防接種情報を適正に管理するため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報:正確な本人特定のため、実施報告書に記入された情報と突合するために保有 3. 地方税関係情報:予防接種の実費に係る負担の有無を決定するために保有 4. 健康・医療関係情報:予防接種履歴管理および勧奨を適正に行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	堺市健康福祉局健康部保健所感染症対策課、各保健センター

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 戸籍住民課、税務運営課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )							
③使用目的 ※	予防接種の実施にあたり、本人の資格確認(住所、年齢等)をし、実費徴収の有無を適正かつ公平に決定する。また、接種記録の保管・管理を行う。							
④使用の主体	使用部署 堺市健康福祉局健康部保健所感染症対策課、各保健センター							
	使用者数 [ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	1. 対象者の資格(住所、年齢)確認 本人等からの申請及び医療機関からの接種記録について、住民基本台帳システムをもとに対象者であることを確認する。 2. 接種記録の保管・管理 予防接種システムに医療機関等からの情報を登録し、保管・管理を行う。 3. 接種費用にかかる実費徴収の有無の確認 本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、実費徴収の有無を確認する。							
情報の突合	・本人等からの申請及び医療機関からの住所・氏名等の情報について、住民基本台帳システムと突合し、対象者の資格を確認すること及び接種記録を保管・管理する。 ・本人等からの申請に基づき、住民基本台帳システムと地方税関係情報を突合し、実費徴収の有無を決定する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	予防接種システム運用保守業務	
①委託内容	システムの運用管理、障害対応などを行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。</li> <li>・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。</li> <li>・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。</li> <li>・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。</li> </ul> <p>また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。</li> <li>—再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。</li> <li>—再委託する作業内容を具体的に明記していること。</li> <li>—全部又は大部分の再委託でないこと。</li> <li>—再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。</li> </ul>
	⑥再委託事項	システムの保守作業、それに付随する付帯作業及び運用支援作業
委託事項2	予防接種システム改修業務	
①委託内容	システムの制度改正等に伴う改修業務を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社 関西支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。</li> <li>・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。</li> <li>・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。</li> <li>・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。</li> </ul> <p>また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。</li> <li>—再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。</li> <li>—再委託する作業内容を具体的に明記していること。</li> <li>—全部又は大部分の再委託でないこと。</li> <li>—再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。</li> </ul>
	⑥再委託事項	システムの保守作業、それに付随する付帯作業及び運用支援作業

	⑥再委託事項	システムパッケージ著作権に係る部分
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( 1 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
移転先1	感染症対策課	
①法令上の根拠	条例別表第2第34の項	
②移転先における用途	定期の高齢者の肺炎球菌予防接種に係る実費徴収の有無の決定	
③移転する情報	任意の高齢者の肺炎球菌予防接種に係る接種歴	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	任意の高齢者の肺炎球菌予防接種対象者全員	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	申請がある都度	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 ※	<p>&lt;堺市における保管場所&gt;</p> <p>1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定される「(1)サーバーは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。</li> <li>・電算機室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。</li> <li>・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。</li> <li>・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。</li> <li>・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。</li> </ul> <p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないように、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電算機室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。</li> <li>・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。</li> <li>・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。</li> <li>・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。</li> <li>・サーバは管理者のユーザIDおよびパスワードによる認証によりログインし、許可されていない第三者の操作を防止している。</li> </ul>	
<b>7. 備考</b>		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

住民情報	氏名カナ	接種医コード
生年月日	氏名漢字	接種機関コード
地区コード	氏名漢字元	接種区分
電話番号	支所コード	接種量
外国人住民となった日	エンドフラグ	支払区分
外国人国籍番号	異動ファイル区分	支所コード
外国人氏名カナ	アルファベット世帯主名	支払対象外
外国人氏名漢字	アルファベット氏名カナ	税情報
外国人居住地登録事由	アルファベット氏名	課税年度
外国人通称名カナ	カタカナ表記名(備考欄)	更新年月日
外国人通称名漢字	外国人氏名漢字	徴収区分
外国人在留終了日	在留期間	公的年金等収入
外国人在留資格	筆頭者氏名(漢字)	給与収入
中学校コード	異動日	給与所得
小学校コード	異動届出日	事業所得
現住所地区コード	異動前住所	不動産所得
現住所方書	異動先住所	利子・配当所得
現住所住所	子番	雑所得
現住所住所コード	親番	総合譲渡所得
現住所支所コード	世帯主名漢字	一時所得
現住所郵便番号	世帯主名漢字元	総所得金額
方書	氏名カナ	分離(土地)
異動日付	氏名漢字	有証・先物所得
異動事由	氏名漢字元	長期譲渡所得
連携処理日	送付先地区コード	短期譲渡所得
連携処理時間	送付先方書	合計所得金額
異動処理日	送付先住所	配偶者特別控除
異動届出日	送付先住所コード	雑損控除
自宅電話番号	送付先支所コード	医療費控除
住民となった日	送付先郵便番号	社会保険料控除
住民区分	点字希望サイン	小企共済掛金
住民番号	郵便局コード	生命保険料
住民登録区分	郵便番号	地震保険料
住所	続柄	寄附金控除
住所コード	予防接種情報	所得控除計
異動前住所	備考	生命保険料控除(国)
異動先住所	ハイリスク区分	繰越損失額
携帯電話番号	判定	夫あり
勤務先電話番号	事故	未成年者
国保送付先方書	回数	本人障害者
国保送付先住所	可・否	寡婦・夫
国保送付先郵便番号	受診日	勤労学生
旧姓	健診区分	控除対象配偶者
旧姓カナ	ロットNo	特定扶養親族数
旧姓漢字	メーカー	老人扶養親族数
旧美原町サイン	罹患	内同居老親親族数
異動前小学校区コード	再検査	その他扶養親族数
異動前方書	接種医	年少扶養親族数
異動前住所	処理日	同居特別障害者数
異動前支所コード	種別	特別障害者数
削除フラグ	事業コード	その他障害者数
旧現在住所	住民番号	所得税
旧住所	製造メーカー	市民税均等割額
旧送付先住所	ロット番号	市民税所得割額
世帯主名漢字	年度	非課税区分
世帯主名漢字元	請求日	住宅取得控除(国)
世帯番号	接種コード	住宅取得控除(市)
性別	接種日	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID・パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;予防接種システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。</li> <li>・予防接種システムから宛名システムにアクセスする際、予防接種情報以外の事務情報にはアクセスできないようアクセス制限を行っている。</li> </ul> <p>&lt;統合利用番号連携サーバーにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。</li> <li>・個人番号を利用できる業務からは個人番号にアクセスすることはできない。</li> </ul> <p>&lt;その他の措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。</li> <li>・必要のない情報については保有しない。</li> <li>・各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバーの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバーの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ユーザ認証は3段階で実施している。予防接種システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から予防接種システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。</p> <p>2. なりすましが行われたいための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止するとともに、離席時は必ずログアウトしている。 ・パスワードは、他者に知られないように、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かないなどの対策を実施している。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。 ・端末やシステムに初めてログインする時は、パスワードの変更を促し、以降定期的に変更を要求している。パスワードは定期的に変更し、前回使用したパスワードに変更することはできないようになっている。 ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で強制的に変更している。</p> <p>3. 共通基盤システムにおける管理 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われたいよう講じている。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末は、ディスプレイが来庁者から見えない位置に設置している。</li> <li>・端末操作時、離席する際は必ずログアウトする。</li> <li>・特定個人情報が記載された紙媒体について、離席時には引出しに入れる等の覗き見を防止している。</li> <li>・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。</li> <li>・ファイルの持ち出しについて、持ち出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。</li> <li>・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑制している。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。</p> <p>(規定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること</li> <li>・従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと</li> <li>・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと</li> <li>・目的外の使用と第三者への提供の禁止</li> <li>・複写及び複製の禁止</li> <li>・個人情報の返還と廃棄に関すること</li> <li>・事故発生時の速やかな報告</li> <li>・契約事項の違反による損害賠償の担保</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;共通基盤システムによる情報の移転&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認したうえでシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経たうえで行っている。</li> <li>特定個人情報の提供・移転に係るルール(規程類)の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。</li> </ul>	
その他の措置の内容	・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)と各業務個別に連携I/Fを設けるのではなく、庁内の連携を連携サーバーに全て集約することで対策している。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ O ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<システムの運用における措置> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <予防接種システムのソフトウェアにおける措置> ・予防接種システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 <統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	(Content is redacted)		
リスクへの対策は十分か	[                       ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<各システムの運用における措置>

- ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようしている。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。
- ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

<予防接種システムのソフトウェアにおける措置>

- ・予防接種システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・予防接種システムは自機関向けの中間サーバーと接続する、自機関向け統合利用番号連携サーバー及び共通基盤システムとのみ通信および特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。

<統合利用番号連携サーバーにおける措置>

情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)とのI/Fにフィルタリング機能、VPN機能を実装することで、定められた連携サーバーのみのアクセスとしている。

<中間サーバーの運用における措置>

- ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。
- ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BCC」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信されるどころ、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。
	再発防止策の内容	システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。
その他の措置の内容	関係規定の整備 メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定(堺市情報セキュリティポリシー)を改正した。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

8. 監査

実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検	<input type="radio"/> 内部監査	<input type="radio"/> 外部監査
-------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;堺市における措置&gt;</p> <p>1. 教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。</li> <li>・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。</li> <li>・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。</li> </ul> <p>2. 違反行為を行った職員に対する措置</p> <p>堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	

10. その他のリスク対策

<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。</li> </ul>
---

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市市長公室広報部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付ける。
③法令による特別の手続	特になし
④個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市役所 健康福祉局健康部保健所感染症対策課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-222-9933
②対応方法	問い合わせ受付時に受付表を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	竹内 靖人	感染症対策課長	事後	様式変更による所要の変更
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 委託事項1 ①入手元	市民税管理課	税務運営課	事後	課名変更による所要の変更
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項2 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	
平成31年4月1日	III リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 ② その内容	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	平成29年4月10日(月)から運用を開始した電子メールの誤送信防止システムにおいて、「BC C」に記入されたメールアドレスを誤って「TO」に自動的に変換するよう設定していた。そのため、4通の電子メールが本来「BCC」に記入して送信されるところ、「TO」に変換され、受信者にすべてのメールアドレスが表示される形で送信された。結果、219件のメールアドレスを流出させたもの。	事後	

<p>平成31年4月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策  7 特定個人情報の保管・消去  ② 再発防止の内容</p>	<p>本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。</p> <p>(1)データの外部持出し制限の強化  ア 外部記録媒体(USBメモリー等)の接続制限の拡充  一部の業務システムで既に実施している外部記録媒体の接続制限を、他の業務システムにも拡充し、承認を受けていない外部記録媒体の接続ができないようにする。  イ データの外部持出し承認の厳格化  承認を受けた外部記録媒体であっても、データの外部保存を行う場合は、システム上での本人の認証に加え、所属長による承認を必要とすることとし、承認がなければ外部記録媒体へのデータ記録ができないようにする。  ウ データの外部持出し操作記録(ログ)取得の拡充  一部の業務システムで既に実施しているデータの外部持出しの操作記録(ログ)の取得を、他の業務システムにも拡充し、データの外部持出しを行った場合、詳細な記録が残るようにする。  エ 電子メールの誤送信を防ぐ措置の実施  電子メールの誤送信による個人情報の流出を防止するため、電子メールの送信時に一定の待機時間を設定する。また、添付ファイルを外部に送信する際の所属長による承認機能やメールのあて名を「TO」や「CC」から「BCC」へと強制的に変換する機能等を導入する。</p>	<p>システムに求めている要件、システム設定内容及びテスト結果の確認を徹底する。</p>	<p>事後</p>	
------------------	---	---	--	-----------	--

		<p>オ データのシステム外への持出し時のデータの暗号化  住民情報系システムの端末から、データを外部に持ち出す場合には、強制的にパスワードを付与し、データを暗号化する仕組みを導入する。</p> <p>(2) 情報セキュリティ等のチェック体制の強化  ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築  個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、セキュリティ体制・方策などについて検証する。</p> <p>イ 個人情報取扱事務の届出手続きの変更  職務上、個人情報を取り扱う部署の所属長（個人情報保護管理者）に対して、現在、個人情報の取扱いを開始する場合や変更する場合に届出を求めているが、これに加え、毎年度当初及び必要に応じて、個人情報の取扱状況と保護体制の確認、報告を求めるものとする。</p> <p>ウ 情報セキュリティに関する外部監査の実施  職務上、個人情報を取り扱う部署を中心に、適切な情報セキュリティが取られているかどうかを第三者により監査する「情報セキュリティ外部監査」を実施する。（平成15年度から継続して実施中）</p> <p>(3) 事故発生時の対応の強化  ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築  《再掲》  個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、万が一の事故発生時に適切な事故対応が的確に取れるようにする。</p>			
--	--	--	--	--	--

		<p>イ 関係部局による事故対策会議の設置  (2)アでの確な判断が下せるよう、個人情報保護、情報セキュリティ、職員の服務管理等の所管部局からなる「個人情報流出等事故対策会議」を設置し、万が一の事故発生時に速やかに情報を収集、共有、報告できるようにする。</p> <p>ウ 外部有識者からの意見聴取(情報セキュリティアドバイザーの選任)  (2)アでの確な判断が下せるよう、個人情報保護と情報セキュリティに関する有識者(弁護士、大学教授等)を「情報セキュリティアドバイザー」に選任し、万が一の事故発生時に専門的知見からの意見を聴取する。</p> <p>エ 迅速なレスポンスチームの編成  インシデント発生時には、瞬時に必要なレスポンスが取れるよう、少人数の初動体制(レスポンスチーム)を編成する。また、演習や訓練を実施し、有事の際の実効性を高める。(4)職員の意識向上</p> <p>ア 職員一人ひとりが、情報セキュリティ対策の必要性と内容を十分に理解し、個人情報の適正な管理を行うことを目的として、全職員を対象に、個人情報保護と情報セキュリティに関する研修を実施し、研修の内容の理解度を図るテストを実施する。</p> <p>イ 職員に対し情報セキュリティに関する日常の啓発を強化する。</p>			
		<p>(5)その他</p> <p>ア 二要素認証の導入  住民情報系端末システムにおいて、なりすまし利用を防止する為、Windowsへのログイン時に、従来のIDとパスワードによる認証に加え、生体等による認証を導入する。</p> <p>イ 業務アプリ等の管理  エクセルやアクセスを使った職員の自作システム(業務アプリ)の運用においては、ガイドライン等を定めて要件定義と基本設計を適切に行うとともにデータの適正管理を徹底する。</p>			
平成31年4月1日	<p>Ⅲ リスク対策  7 特定個人情報の保管・消去  その他の措置の内容</p>	<p>関係規定の整備  「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。</p>	<p>関係規定の整備  メール送信によるインシデント発生を防ぐため、個人情報を含む重要な情報を送信する際のメール使用の是非を慎重に判断するよう関係規定(堺市情報セキュリティポリシー)を改正した。</p>	事後	

平成31年4月1日	V 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日	平成30年4月1日	平成 31年 4月 1日	事後	
-----------	------------------------------	-----------	--------------	----	--